

## 中秋明月祭 大阪 2015 出展者募集案内

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は本委員会の活動に対し、格別のご高配、ご援助を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年開催しました「中秋明月祭 大阪 2014」におきましては、多大なるご支援・ご協力を賜り、誠に有難うございました。

周知の通り、中日の民間友好関係の構築は、私たちにとってとても重要なことであり、引き続き民間友好の基盤をより強固にしていく必要があると思っております。また、来場者からも「今後も継続して開催してほしい」との声を頂戴しております。

「中秋明月祭」の開催目的は、「交流友好， 共建和諧（交流して友好を築き、ともに調和を成す）」です。具体的には、このイベントを通して、以下のことを目指しています。第一に、在日華僑華人の団結を図り、中華文化を伝承し、ともに調和のある華僑華人社会を作ること。第二に、華僑華人と地元の日本人との交流を深め、地域社会に溶けこみ、その一員として地域社会の発展に寄与すること。第三に、中日民間交流の積極的な実践を行い、両国友好の架け橋として貢献することです。

今年は、「友好・共生」を開催のテーマとし、10月10日（土）より二日間、引き続き、「史跡難波宮跡」を会場とし、中華人民共和国駐大阪総領事館、大阪市との共催のもと、関係各企業、団体のご協力を賜り、「中秋明月祭 大阪 2015」を開催する運びとなりました。

「中秋明月祭 大阪 2015」の成功には、皆様方のご支援とご協力が必要不可欠です。この度、ご出展募集案内をお送りさせていただきますので、何卒宜しくお願い申し上げます。

敬具

平成27年5月25日

中秋明月祭 大阪 2015 実行委員会

実行委員長 胡 士雲

### 代金振り込み先

銀行名：三井住友銀行

支店名：立売堀（イタチボリ）支店【店番号123】

口座番号：普通 1462815

口座名：チュウシュウメイゲツサイ オオサカジッコウイインカイ ジムキョクチョウ キョ シチョウ

### お問い合わせ先

運営事務局：〒541-0051 大阪市中央区備後町 2-4-6 森田ビル 5 F（西日本新華僑華人联合会事務局内）

電話：06-6223-5098

FAX：06-6223-5086

電子メール：info2015@moon-osaka.org

## 出展募集について

担 当 者：運営部（部長：王天佐）

出 展 費 用：飲食ブース 1ブース：4万円（衛生許可証を持ってない場合は別途 5000 円の衛生許可証の申請料が必要となります）

物販ブース 1ブース：3万円

1. 間口 5.4m奥行き 3.6mのテントを 2分割したもの、2.7m×3.6mを 1ブースとします。
2. 出展費用には、横幕・蛍光灯・電源・長机 1脚（白クロス付）・パイプイス 2脚を含みます。
3. その他、看板・加熱器等はオプションとし、別途費用を申し受けます。
4. 荒天など中止時の出展料は返金いたしますが、備品レンタル料および雨天決行時の返金是对应致しかねますので予めご了承願います。

申 込 み 期 間：2015年6月1日（月）～8月10日（月）

○ご協賛頂けます方は、お手数ですが、下記にご記入の上、中秋明月祭大阪2015実行委員会運営事務局まで、郵送或いはFaxにてお申し込み頂けますようお願い申し上げます。

出展者名			
代表者氏名 (当日の連絡先)		携帯番号	
メールアドレス		FAX	
ブース区分	<input type="checkbox"/> 飲食 _____ ブース <input type="checkbox"/> 物販 _____ ブース		
出展内容			
駐車場	<input type="checkbox"/> 不要 ・ <input type="checkbox"/> 要 ( _____ 台) <small>(必要と回答されましても実行委員会が許可した場合のみ、駐車許可証を送付させていただきます。)</small>		
その他ご要望等			

### 【ご注意】

- 1、当実行委員会で定める出展申込書及び貴社営業許可証のコピー等を8月10日（月）迄にメールまたはFaxで送付して申し込みを済ませてください。
- 2、申し込み後、当実行委員会において行う事前審査での決定に従い、出展の可否、取扱品目の変更等の調整をご理解下さいます様お願い申し上げます。
- 3、出展の可否は請求書発送を以て決定とさせていただきます。出展決定後は定められた出展料を8月末日までに納付して下さい。
- 4、移動販売車等、指定テント以外での営業は、イベントの統一感維持のため禁止と致します。

\* その他、詳しいお問い合わせは下記実行委員会運営部までお願い致します。

【その他の注意事項】

1. 食品販売（有償提供）について

- 食品の調理・製造・販売を行う場合、及び特定の食品を販売する場合には、大阪市長の営業許可が必要となります。
- 保健所や所轄行政機構等への申請が必要なため、申込用紙に必要事項をご記入下さい。
- 保健所より指導や書類提出などが通知された場合はその指示に従って下さい。
- あらかじめ前処理されたものを会場に持ち込み、会場内での調理の簡素化を図って下さい。  
（現場で包丁を使用しての調理は禁止です）
- 衛生管理上、必ず使い捨て容器を使用して下さい。
- 届け出以外の商品の販売は固く禁止しております。
- 米飯類の販売は出来ません。

2. 試食・試飲についての注意点

- 試食・試飲（無償提供）であっても、調理方法によっては、申請が必要になる場合がありますので、出展申込用紙に会場内で行う行為や提供する食品について、できる限り詳しくご記入下さい。
- できるだけ、予め前処理されたものを会場に持ち込み、会場内での調理の簡素化を図って下さい。
- 衛生管理上、必ず使い捨て容器を使用して下さい。

3. その他ブース内での注意事項

- 販売・試飲・試食およびパンフレットやサンプルの配布などの行為を自社小間外（通路・共有スペースなど）で行うことも禁止されています。また、自社小間外にパラソル・テーブル・イスなどを配置することも禁止されています。
- ブース内で音楽を流す場合は、隣接ブースの迷惑にならないよう、音量等にご配慮願います。
- 万一、注意事項をお守り頂けない場合、実行委員会の判断により出展を中止して頂く場合もございます。展示及び実演はブース内のみとし、通路上での広告宣伝行為は固くお断りします。尚、音響・照明についても周囲に迷惑を及ぼさないように配慮して下さい。

4. 出展禁止事項

- 輸出入禁止品・販売禁止品
- 引火・爆発・放射性物質などの危険物及び毒物、劇物など
- 関連法令等に抵触する恐れのあるもの、及び公序良俗に反する事柄
- 出展事務局の事前承諾の無いもの
- 保健衛生上、露店で販売してはいけないもの